

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業に係る業務の委託について
----	--

内容は別紙のとおり

**【報告】**

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：福祉部生活福祉課）

## 事業の概要

<b>事業名</b>	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業
<b>担当課</b>	生活福祉課
<b>目的</b>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたところ、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなど、特例貸付を利用できない世帯が存在する。</p> <p>こうした世帯を対象として、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給する。</p>
<b>対象者</b>	<p>総合支援資金特例貸付の再貸付が終了した世帯、再貸付が不承認となった世帯、再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯で、以下の収入・資産等の要件を満たす世帯</p> <p>(1) 収入：①区民税の均等割が非課税となる収入額の 1/12 + ②生活保護の住宅扶助基準額の合計額を超えないこと</p> <p>(2) 資産：預貯金が上記①の 6 倍以下（ただし 100 万円以下）</p> <p>(3) 求職等：公共職業安定所での求職活動、または就労による自立が困難な場合には生活保護の申請を行うこと（生活保護世帯は対象外）（参考 9 - 1）</p>
<b>事業内容</b>	<p>1 事業概要</p> <p>社会福祉協議会の総合支援資金の再貸付が利用できない生活困窮世帯は、新たな就労や生活保護の受給に結びついていない実態がある。本件により、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。</p> <p>2 委託の内容</p> <p>(1) 申請書類受付及び確認</p> <p>(2) 電話問合せ等対応</p> <p>(3) 決定通知書封入封緘、発送事務</p> <p>(4) 対象者の就労状況報告書の保管・整理</p> <p>3 想定対象者数</p> <p>新宿区社会福祉協議会において、総合支援資金の再貸付の申請があった世帯数は、令和 3 年 5 月末で 4, 2 8 0 件世帯である。また、8 月末までに再貸付を申請し不承認となる世帯を含めて、全体で 5, 6 0 0 世帯と想定される。</p>

別紙(業務委託)

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、重要な個人情報の提供を伴う委託、その他の委託(第 14 条第1項)…  
報告事項

件名 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給業務委託について

保有課(担当課)	生活福祉課
登録業務の名称	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業
委託先	公益社団法人東京社会福祉士会
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	氏名、生年月日、住所、電話番号、続柄 収入(月額)、資産(預貯金等)、銀行口座情報、 緊急小口資金及び総合支援資金の借入状況、 公共職業安定所での求職状況、生活保護の申請の有無、
処理させる情報項目の記録媒体	紙媒体
委託理由	本事業は、申請期間である7月1日から8月31日までに約5,600件の申請件数が見込まれ、1日100件以上の申請書の処理が予想されるため、生活支援相談窓口と連携を行う、(公社)東京社会福祉士会に委託するものである。
委託の内容	(1) 申請書類受付及び確認 (2) 電話問合せ等対応 (3) 決定通知書封入封緘、発送事務 (4) 対象者の就労状況報告書の保管及び整理
委託の開始時期及び期限	令和3年7月1日から令和3年9月30日まで ※国の方針により自立支援金の申請期間が延長となった場合は、業務委託の延長を行う。
委託にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 1 契約にあたり、特記事項(別紙)を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 必要に応じ、区職員が立入調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。 3 受託先に情報を持たせる期間については、対象者が自立支援金の申請を受託者に申し出たときから、委託契約期間終了時までとし、委託契約期間終了後、区職員は、速やかに区が提供した個人情報を回収し、書類の紛失等がないかを回収時に確認する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	【運用上の対策】 1 取扱責任者及び取扱者の名簿を区に提出させる。 2 提供された情報(自立支援金申請書及び就労報告書)は、速やかに区に送付させる。 3 提供された情報(自立支援金申請書及び就労報告書の写し)は、施錠できる金庫(キャビネット)で保管させる。 4 上記3により保管した申請書の写しは、委託期間終了後、速やかに廃棄させる。 5 委託先に個人情報保護に関する規程を設けさせ、職員に徹底させる。

	6 利用者が自立相談支援事業の利用申込みをする際は、受託先から利用目的等の説明を十分に行わせ、個人情報の取扱いについて本人同意を取得させる。
--	--

## 特記事項

### (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

### (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

### (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

### (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

### (持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

### (適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

### (複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製しては

ならない。

#### **(再委託の禁止)**

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

#### **(資料等の返還等)**

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

#### **(個人情報を取り扱う従事者の指定)**

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

#### **(業務に関する報告)**

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

#### **(監査等)**

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

#### **(従事者に対する教育)**

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

#### **(事故発生時等における報告)**

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

#### **(公表等)**

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

#### **(損害の賠償)**

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。